

地域包括支援センターみずさわ南運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人清和会が開設する地域包括支援センターみずさわ南（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう援助する。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
地域包括支援センターみずさわ南	奥州市水沢上姉体2丁目1番7

(職員数及び職種の内容)

第4条 事業所に、次のとおり職員を配置する。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。自らも指定介護予防支援の提供にあたるものとする。

(2) 担当職員

資格	常勤	常勤以外	計
主任介護支援専門員	1名以上		1名以上
保健師	1名以上		1名以上
社会福祉士	1名以上		1名以上
介護予防支援員	1名以上		1名以上

担当職員は、利用の申込に係る調整及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法令(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日から翌年1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容その他の費用の額)

第6条 介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

1 提供方法

担当職員が介護予防支援を提供する。ただし、指定居宅介護支援事業所に一部委託する事ができる。

2 提供内容

ア 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

イ 利用者の意欲を高め、利用者が主体的に取り組めるように支援する。

ウ 提供されるサービスの目標、その達成時期等を盛り込んだ介護予防サービス計画(以下、「予防プラン」という。)の原案を作成する。

エ サービス担当者会議の開催等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた予防プランの作成を行う。また、必要に応じて専門的な意見を聴取する。

オ 予防プランに基づく介護予防サービス等について、保険給付の対象になるか否か

を区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受ける。

カ 介護予防サービス事業者からの報告および利用者の継続的なアセスメントにより、予防プランの実施状況を把握し、必要に応じて変更等を行い、関連事業者に連絡する等の支援を行う。

キ 予防プランに位置づけた期間が終了するときは、目標に照らした予防プランの達成状況について評価を行う。

ク 介護予防サービス事業者等からのサービス実施状況及び利用者の状況等に関する報告に基づき、給付管理業務を行う。

3 介護予防支援に係る費用

ア 介護予防支援費(介護予防プラン作成費)は、介護報酬に定める額とする。ただし、介護保険料の滞納等の特別な場合を除き介護予防プラン作成費は、全額保険給付され自己負担はない。

イ 交通費は、市内に居住している場合自己負担はない。

4 契約の終了

ア 利用者の申し出により、解約できるものとする。

イ 自動終了する場合

- ・利用者が要支援状態から要介護状態になった場合
- ・利用者が「非該当(自立)」と認定された場合
- ・利用者が次条に定める地域外へ転出した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・利用者の認定有効期間を更新せず終了した場合
- ・利用者の最期のサービス利用から2年経過した場合

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、奥州市水沢南地区・真城地区・姉体地区・黒石地区とする。

(苦情処理)

第8条 事業所の担当職員は、自ら提供した介護予防支援又は自らが予防プランに位置づけた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所の担当職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(個人情報の保護)

- 第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等のため次の措置を講ずるものとする。
- ア 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - イ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ウ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

- イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ウ 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 事業所は、担当職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - ア 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - イ 虐待防止に関する研修 年1回
 - ウ 業務継続計画に関する研修 年1回
 - エ 感染症に関する研修 年1回
 - 3 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、担当職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人清和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

改定日 令和2年 6月 1日

改定日 令和2年 9月 1日

改定日 令和2年10月20日

改定日 令和2年11月 1日

改定日 令和3年 9月 1日

改定日 令和4年 6月 1日

改定日 令和6年 4月 1日